

# 日経 事業承継カンファレンス IN 名古屋

## 今、経営者に求められる事業承継 ～企業存続の資産承継と自社株対策とは～

経営者が資産や事業をどう後継者に引き継いでいくか。いま、事業承継の円滑化は社会的な課題です。そこで事業承継の実体験を持つ経営者と税務の専門家によるセミナーを開催。会場にはまさに「自身のこと」として話に聞き入る参加者の姿が数多く見られました。



### 会社の個性を守って 変わらないう事業承継

**人まねはしない  
社員の幸せをかなえる**  
私が未来工業の社長に就任した2013年当時、マスコミや関係者の方に会うたび質問されたのが「これから会社をどう変えますか」。先代社長との違いはどこですか。と。しかし私は「会社を変えよう」という思いが強く、あえて「ここを変えよう」という意識はありませんでした。そんな「変わらないう事業承継」についてお話ししたいと思います。

### 「常に考える」を社是に 変わるものにも対応

こうした未来工業の個性を守りたい。それが社長就任時の私の思いでした。創業50年に近い会社であっても、マッサージすべき部分や、部品交換すべき部分、は少なかつたのです。そこで私は「常に考える」を社是にしました。一般的な会社に行きついて経営者に行きついて「一人まねではなく、人のやらないことをやる」という基本姿勢を貫かせるという仕事の内容では変化を恐れず、「常に考える」を社是として独自の提案制度で社員からの業務改善アイデアを積極的に採用しました。

「うちの会社には未来工業さんみたいな個性はないです」という経営者の方をよくお会いします。しかしどんな会社にも個性はあるというのが私の信念です。それは商品なのか、会社の歴史や創業者の理念なのか、あるいは社員や取引先から生まれるかもしれません。後継社長が「自分の色を出そう」「新しいことに挑戦しよう」という意気込みは大きいに評価します。しかし自分の会社の「個性」を分らないという根本的な部分を見いだし、それを事業承継後もしっかりと守ることがすべての第一歩になるはずだと思います。



未来工業 代表取締役社長 山田 雅裕氏



税理士法人オグリ 代表社員税理士 小栗 悟氏

テーマ① 特例事業承継税制のメリットとデメリット

昨年度の税制改正で「特例事業承継税制」が創設され、従来の制度より利用条件が大きく緩和されました。自社株の後継者への贈与や相続にかかるとの支払いが一定条件を満たせば、その贈与税や相続税を軽減できるというメリットがあります。

### 安定的な事業継続が納税猶予の条件

「特例事業承継税制」が創設されたことにより、納税猶予の条件が厳格化されています。納税猶予を受けるためには、事業の継続性が確保されることが必要です。例えば、特例税制の適用から5年以内に後継者が会社の代表者となることが求められます。

### 対策の切り札となる持ち株会社活用



経営権の承継のために、自社株の後継者への移転は欠かせません。しかし好調な業績が続く、いい会社、ほど株式の評価額が思わぬ値上がりをするという状況に多額の資金用意が求められる場合が多くなります。持ち株会社活用により、評価額を抑制し、資金の準備を軽減することができます。

テーマ② 経営者が知りたい 生命保険・不動産の 戦略とは

「株価の上昇を抑える」には有効ですが「株価自体を引き下げる」効果は期待できません。設立当初の持ち株会社の資産が、その後の増加分を考慮して、株価が下がります。

### 株価の引き下げや納税資金の準備に

関係にある本体会社から持ち株会社が不動産を購入し、それを「グループ法人税制」という仕組みで売却し、法人税はかかりませんが、個人所有の不動産を売却する場合は、個人所有の不動産を売却する際に発生する税金を考慮する必要があります。



### 自己資金なしの後継者へ株式を移転

株式交換を利用した後継者の株式移転は、本体会社の子会社とする。本体会社からの配当により借り入れ金を返済。後継者は実質的に自己資金なしで自社株を手に入れることになる。不動産との組み合わせで持ち株会社の収入の確保と株価対策の効果を上げることが有効。少数株主の整理にも活用できる。

広告

企画・制作＝日本経済新聞社イベント企画ユニット

[主催] 日本経済新聞社名古屋支社

[協賛] 税理士法人オグリ